

教育民生委員会 会議録

日 時 令和4年3月11日(金曜日) 午前9時52分～午前10時38分

場 所 臼杵庁舎2階 第3委員会室

出席委員の氏名

委 員 長 久藤 朝則 副委員長 内藤 康弘 委 員 川辺 隆
委 員 匹田久美子 委 員 戸匹 映二 委 員 若林 純一

欠席委員の氏名

(な し)

説明のため出席した者の職氏名

政策監(民生担当)	小坂 幸雄	政策監(福祉保健担当)	杉野 等
税務課長	姫野 敬一	子ども子育て課	尾本 浩
文化・文化財課	後藤昌二郎	その他関係職員	

出席した事務局職員の職氏名

局長 平山 博造 書記 大井智香子

傍聴者

(な し)

会議に付した事件及び審査結果

<審査議案>

番 号	件 名	審査結果
第8号	臼杵市国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決
第9号	臼杵市医学生等奨学資金に関する条例の一部改正について	原案可決
第10号	臼杵市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について	原案可決
第12号	臼杵磨崖仏管理条例の一部改正について	原案可決
請願第1号	市立小・中学生の健全な成長、発達のための教育活動を求める請願	審議未了

午前9時52分 開議

○委員長(久藤朝則)

ただ今から、教育民生委員会を開催いたします。本日は、傍聴は許可しておりませんので、ご了承ください。本3月定例会では、適切なマスク着用の徹底が議会運営委員会で決定しております。

本委員会でも、議会運営委員会で決定したルールの遵守をお願いいたします。また、感染予防対策として、30分ごとに換気休憩をはさみますのでよろしくお願いします。若林議員適切なマスクの着用をお願いします。

○委員(若林純一)

マスクの着用は苦手ですので、咳エチケットには配慮しますのでこのままお願いします。

○委員長(久藤朝則)

ルールを守っていただけない場合は、本日の委員会終了まで退場命令をすることがあります。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は4件、請願1件であります。お手元の次第にそって、審査を行いたいと思います。まず、税務課所管の第8号議案「臼杵市国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

◎税務課長(姫野敬一)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

若林議員マスクの着用を。

○委員(若林純一)

先ほど申し上げたで通りであります。

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。これより、討論に入ります。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。これより、採決を行います。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

これより採決を行います。

第8号議案については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしと認めます。よって、第8号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。以上で税務課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時05分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開いたします。

若林議員マスクは着用できませんか。

○委員(若林純一)

はい。先ほど述べたとおりです。

(「退席命じないといけないだろう。」の声)

○委員長(久藤朝則)

次に、保険健康課所管の第9号議案「臼杵市医学生等奨学資金に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎政策監(杉野 等)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑は、挙手をもってお願いします。

○委員(川辺 隆)

現行制度から、18年延ばして合計30年という一つの目安があるんですけど、猶予期間中にも返還することは可能なのですか。

◎政策監(杉野 等)

あくまでも猶予期間ですので、実例は今のところ考えにくいのですが、いずれ返還が生じなくなることもありますので、ケースによってその時に要綱などを定めるようになります。

○委員(川辺 隆)

近年、医師不足が臼杵まあ地方だけではなく都市部でも問題視されていまして、医学生が借りた奨学金を一部病院に入るときに病院側が全額負担しようという話が出ています。

臼杵市の奨学金を借りた学生がそのこともふまえて、猶予期間中に返そうという気持ちがある場合に、返還が13年目からと特例があるので分かるが、もし返したいというときに受け取る準備をしておかないと、少し問題が生じるのではないかと思うのですが、検討をしていただきたい。

◎政策監(杉野 等)

返済については分割ということで、最長18年間としておりますけれども、一括返還も可能であります。

○委員長(久藤朝則)

他にございませんか。

○委員(川辺 隆)

猶予期間であっても一括返済は可能ということですね。

◎政策監(杉野 等)

猶予期間であっても返済可能ですけれども、実際に猶予ですのでその奨学金を借りている方が実際に臼杵でドクターをするために奨学金制度をつくっておりますので、そこは話をしながら話があれは考えていきたいと思います。あくまでもこの奨学金は臼杵で医者をするという前提で奨学金制度をつくっておりますので、主旨はそこが一番大きいところだと思いますのでよろしくお願いいたします。

○委員(内藤康弘)

奨学金を使って、実際臼杵市で開業あるいは医療機関で職に就いた方、近々4年間位でおられますか。

◎政策監(杉野 等)

実際に2名の方が今まで就いておられまして、コスモス病院のほうに配属され、勤務されてまた違うところという形があります。医者というのは大学病院の医局に配置されてから若いときはいろんなところに行きますので、なかなか希望にそえないということも実際ありますけれども、奨学金を借りている方については、その旨をちゃんと医局のほうにお伝えしてくださいとは申し上げております。一人でも多くの方が、臼杵で医師を続けていただければと思っています。

○委員長(久藤朝則)

他にありませんか。

○委員(戸匹暎二)

医学生に対する奨学金は、今回臼杵市が出していますけれども、医師会のほうからもでているので、その辺は猶予期間はもうけるとか合わせるとかいう対応は、するのかもしれないのかというのはどうなのでしょう。

◎政策監(杉野 等)

医学生の奨学金については、医師会と臼杵市が折半ということで今負担しております。猶予という話を医師会のほうにも了解をもらっています。

○委員(戸匹 暎二)

医師会のほうに返済する分も猶予という形になるんですか。

◎政策監(杉野 等)

奨学金は、まず市のほうに返済してもらって、それから市のほうから折半という形でその分を医

師会のほうにお渡しするという形になっています。

○委員長(久藤朝則)

他にありませんか。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。これより採決を行います。

第9号議案については、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしと認めます。よって、第9号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。以上で保険健康課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前10時16分 休憩

午前10時21分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開いたします。

若林議員に再三マスクの着用の遵守を求めてきましたが、これに従わないため臼杵市議会委員会条例第22条第2項により本委員会からの退場を命じます。

(「退席してください」と呼ぶ者あり)

○委員長(久藤朝則)

繰り返します。

若林議員は退場してください。

[若林純一議員退席せず]

○委員長(久藤朝則)

若林議員に退場命令を出しましたが、いまだ退席していない状況です。委員会としましては、議会から付託を受けた議案審査を停滞させることはできないため、このまま議事を進行いたします。

次に、子ども子育て課所管の第10号議案「臼杵市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

(「委員長一言お願いします。」 の声)

（「休憩をお願いします。」の声）

○委員長(久藤朝則)

休憩いたします。

午前10時23分 休憩

午前10時24分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開いたします。次に、子ども子育て課所管の第10号議案「臼杵市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎子ども子育て課長(尾本 浩)

（付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明）

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

（なし）

○委員長(久藤朝則)

ございませんか。

（「なし」の声）

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。これより、討論に入ります。

（なし）

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。これより採決を行います。

第10号議案については、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○委員長(久藤朝則)

異議なしと認めます。よって、第10号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。以上で子ども子育て課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時30分 休憩

午前10時31分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開いたします。

次に、文化・文化財課所管の第12号議案「臼杵磨崖仏管理条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎文化・文化財課長(後藤昌二郎)

(付議議案及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(久藤朝則)

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、挙手をもってお願いいたします。

○委員(戸匹暎二)

時間の短縮する理由としては凍結対策ということではありますが、期間としては年間を通してという形になっていますので、夏場のその時間短縮はどのような関係があるのか聞かせてください。

◎文化・文化財課長(後藤昌二郎)

先ほどの説明なんかでも一部申し上げましたが、活動計画の中で夏季でも防犯対策として、17時以降シャッターを下ろすことによって、そういう危険性を少しでも少なくするように検討するということに定められています。ということを考慮いたしまして年間を通じて、9時から17時までとしております。

○委員(戸匹暎二)

時間を短縮しますと、当然お土産店とか営業関係の影響が出てくると思いますが、その点でそこで事業されている方の同意とかそういう形はとられているのでしょうか。

◎文化・文化財課長(後藤昌二郎)

保存活動計画を策定するときに一応ご説明はしておりますけれども、その中で公開時間についてはそういう時間にするとということは知っていると思いますけれども、商店の方も夕方5時までということで営業時間がなっておりますので、観光課のほうからは大きな影響は聞いておりません。

○委員長(久藤朝則)

他にございませんか。

(「なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

以上で質疑を終わります。これより、討論に入ります。

(な し)

○委員長(久藤朝則)

以上で討論を終わります。これより、採決を行います。

○委員長(久藤朝則)

第12号議案については、原案の通り可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

異議なしと認めます。よって第12号議案については原案の通り可決すべきものとして決しました。

以上で文化・文化財課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。
暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○委員長(久藤朝則)

再開いたします。次に請願第1号の審査に入る前に報告がございます。この請願の紹介議員ですが、本委員会に所属する若林議員であります。臼杵市議会の先例申合せで請願が付託されると予想される所管委員会の委員は、その請願の紹介議員とならないこととする。ただし、他に紹介議員がない場合及び地区内の問題に関する請願についてはこの限りでないとなります。

おはかりいたします。本委員会は臼杵市議会の先例申し合わせのルールを遵守いたします。よって今回の請願の第一号を審議未了といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(久藤朝則)

異議なしと認めます。

よって本件は審議未了とすることに決しました。

以上で教育民生員会に付託されました議案4件、請願1件の審査を終了いたします。

これをもちまして、教育民生員会を閉会いたします。

午前10時38分 閉会

臼杵市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに記録を作成する。

令和4年3月11日

臼杵市議会

教育民生委員会委員長 久藤 朝則